

小規模工事等契約
希望者募集

市が発注する小規模工事および修繕には、市内事業者の受注機会を積極的に拡大することを目的とした小規模工事等契約希望者登録制度があります。

【対象者】

香美市内に事業所または住所を有する法人や個人の方。ただし、次のいずれかに該当する方を除く。

①市の入札参加者資格申請書提出要領に基づく資格審査を受けた方

②希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有していない方

③市税および使用料等を滞納している方

④香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号のいずれかに該当すると認められる方

【対象となる工事等】

大工工事、左官工事、ガラス工事、内装仕上工事、建具工事、塗装・防水工事、石工事、スクリーン清掃、造園工事（草刈り・せん定を含む）、電気工事、鉄骨

工事、測量・設計（土木・建築に係る測量設計等）、建築工事一式（建物の修繕工事、大工工事や内装仕上工事、建具工事等、工事の種類が複数におよぶもの）

【対象となる契約】

次の全てに該当すること
①内容が軽易なもの
②履行の確保が容易なもの
③1件の予算額が50万円未満

※建築工事一式については、1件の予算額が130万円未満

【受付期間】

令和6年3月31日まで

【申込方法】

申込希望者は、次の書類を提出してください。詳細は、香美市ホームページの管財課契約班に掲載しています。

①登録申請書

②市税の滞納のない証明書（申請日において、発行日から3カ月を経過していない証明書）

③市税および使用料等確認同意書

④暴力団排除に関する誓約書および照会承諾書

福祉タクシー料金
助成事業

令和4年度香美市福祉タクシー料金助成事業の申込受付を、3月22日（火）から開始します。

【対象者】

市内在住で次のいずれかに該当する方
①年齢が満70歳以上の方
②身体障害者手帳1級・2級の方、3級・4級のうち下肢障害・体幹機能障害の方
③療育手帳をお持ちの方
④精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方
⑤運転免許証を返納した方

⑥介護認定を受けている方

【事業内容】
香美市内の医療機関への通院・買い物・社会参加等のために、当事業に協力する市内のタクシー会社を利用した場合、タクシー料金の一部を助成します。

※市外への通院は、特別な事情があると認められた方のみ対象（現在は透析のみ）。

【助成額】

1回の利用につき、料金から千円を差し引いた額の2分の1（上限あり）。ただし、視覚障害の1級、および下肢・体幹機能障害1〜2級に該当する方は、料金から

⑤必要な資格・許可証等の写し

【その他】

登録しても必ず発注があるとは限りません。

【問い合わせ・申込先】

管財課契約班
☎53・3113

補助・助成

赤い羽根共同募金
地域福祉活動への助成

香美市共同募金委員会では、赤い羽根共同募金の配分金を財源に、助成金交付事業を行っています。

【対象となる活動】

◆地域住民の集い・介護予防体操の会・行事等
◆各種団体の研修会・講座
◆その他

【助成金額】

10万円以内

【対象経費】 備品・消耗品の購入、チラシ等の印刷代、会場の賃借料等

※飲食代等は対象外

【申込締切】 4月28日（木）

【問い合わせ・申込先】
香美市共同募金委員会事務局
☎59・2140

千円を差し引いた額の全額（上限あり）を助成します。タクシー事業者には、自己負担分のみお支払いください。

【申請方法】

保険証等の本人確認書類（障害者の方は障害者手帳、運転免許を返納した方は運転経歴証明書）を持参のうえ、健康介護支援課または各支所で、3月22日以降に手続きをしてください。
※利用開始は4月1日から
【問い合わせ・申込先】
健康介護支援課
☎52・9280
香北支所 ☎52・9285
物部支所 ☎52・9288

その他

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

令和4年10月1日から、後期高齢者医療保険の医療費の窓口負担割合が変わります。現在、医療費の窓口負担割合1割の方のうち、一定以上の所得のある（市町村民税課税所得が28万円を超える等）後期高齢者医療の被保険者は、窓口負担割合が2割になります。2割の対象になるかどうかは、後期高齢者医療の被保険者の市町村民税課税所得や

年金収入をもとに、世帯単位で判定します。
令和4年度は制度改正に伴い、全被保険者に7月と9月の2回、被保険者証を送付します。

窓口負担割合が2割となる方には、令和4年10月1日から令和7年9月30日まで、1カ月の外来医療の窓口負担増加額を3000円に抑える配慮措置があります。

制度の詳細については、ホームページ・広報香美令和4年9月号に掲載予定ですので、ご確認ください。

【問い合わせ先】 市民保険課保険班 ☎53・3115

国保だより

国保の被保険者証が新しく変わります

令和4年4月から使用する新しい国民健康保険被保険者証を、3月中旬～下旬に世帯主宛へ郵送します。被保険者証が届いたら、必ず内容をご確認ください。

現在お持ちの被保険者証は、3月31日で有効期限が切れます。有効期限が切れた後は、細かく破るなど、確実に処分してください。

高齢受給者証および特定疾病療養費受療証は、令和4年7月中旬～下旬に郵送します。新しい証が届くまでは、お手持ちの証をお使いください。

有効期限が毎年7月末になります

令和5年度から保険証の更新月が7月になります。そのため、令和4年4月から使用する保険証の有効期限は令和5年7月31日までとし、令和5年度からは『8月1日から翌年7月31日まで』となります。

他の健康保険に加入していませんか？

「就職して健康保険ができた」「家族の健康保険の扶養に入った」など、他の健康保険に加入しているのに国民健康保険の新しい被保険者証が届いた場合、国保脱退の届け出が必要です。

国保の保険証・新しい保険証・認印・本人確認書類（運転免許証等）を持参の上、窓口で手続きしてください。

窓口・問い合わせ先

市民保険課 ☎53-3115
香北支所 ☎52-9285
物部支所 ☎52-9288

市有地を売却します

問い合わせ・申込先
管財課管財班 ☎53-3113

一般競争入札により次の市有地を売却します。入札参加を希望される方は、次の【受付場所】までお申し込みください。

- 【売払物件】 土地
- ◆所在地 物部町大板字土居1465番9
- ◆地目 宅地
- ◆地積 348.60㎡（実測面積）
- ◆予定価格（最低売却価格） 345万円
- 【受付期間】 3月11日（金）まで
- 【受付場所】 管財課管財班または物部支所市民生活班
- 【現地説明会日時】 3月14日（月）14時
- 【入札日時】 3月18日（金）14時
- 【入札会場】 物部支所2階会議室



※入札に係る資料は、管財課および物部支所で配布します（市ホームページからダウンロード可）。